

医療法人 悠紀会 行動計画

「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づき、仕事と家庭の両立、女性職員の活躍の推進、全職員が健康で長く勤められるよう職場環境を整備するために、次の行動計画を策定する

1.計画期間：2022年4月1日～2026年3月31日（4年間）

2.目標と取組内容・実施時期

【目標1】全職員の年次有給休暇の取得日数を年間6日以上とする

（但し、年次有給休暇付与日数10日以上で付与2回目以上の職員を対象とする）

<取組内容>

- ◆2022年4月～ 取得状況を把握（システム充実）・分析
- ◆2023年1月～ 職員へ周知
- ◆2023年4月～ 取組開始
- ◆2024年4月～ 取得状況を把握
- ◆2025年4月～ 状況により取得推進のための新制度検討・準備

【目標2】各種相談窓口の整備を行い、年間相談件数5件を目標とする

（ハラスメント・メンタルヘルス・働き方・育児介護の制度相談など）

<取組内容>

- ◆2022年4月～ 体制整備の具体的な検討（担当者・場所など）
- ◆2023年1月～ 職員への周知
- ◆2023年4月～ 相談窓口設置
- ◆2024年4月～ 相談件数や内容の分析
- ◆2025年4月～ 状況により取得推進のための新制度検討・準備